

設計図書等に対する質問及び回答

工 事 名 米子市無線放送施設更新工事（第4期）

番号	質問内容	頁	回答
1	共同企業体の名称はどのようにつけたらよろしいでしょうか。		必ず最初に工事名「米子市無線放送施設更新工事（第4期）」を、最後に「特定建設工事共同企業体」をつけたものとする。 「米子市無線放送施設更新工事（第4期）〇〇〇（株）・●●●（株）・（有）△△△特定建設工事共同企業体」としてください。
2	設計図書を購入する際に使用する設計図書等購入申込書に入札番号を記載する必要があるようですが、ホームページや入札説明書に記載がありませんので、入札番号を教えてください。		公募型入札については、入札番号を設定しておりません。入札番号の欄は空欄で結構です。郵便入札に用いる指定封筒についても、記載欄がありますが、空欄で結構です。
3	郵便入札用封筒の裏面「差出人」欄は、共同企業体名の記入が必要でしょうか。JV代表者単独での記入でも良いでしょうか。		共同企業体名「米子市無線放送施設更新工事（第4期）〇〇〇（株）・●●●（株）・（有）△△△特定建設工事共同企業体」の記入が必要です。
4	鳥取県内に営業所がありますが、代表者になれるですか。	入札説明書 2. 入札参加資格者	支店又は営業所については、令和元年6月3日現在で、契約の締結に関する権限についての年間委任状が、米子市に提出されているものに限りです。委任状の提出がない支店又は営業所を有していても代表者にはなりません。代表者以外の構成員の条件（1）中「支店若しくは営業所」も同じです。
5	監理技術者ですが、申込みをした支店の技術者を配置しないといけないでしょうか。	入札説明書 2. 入札参加資格者	申込みをした支店からという制限はありません。代表者となる企業の中から、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を専任で配置してください。
6	特定建設工事共同企業体協定書に3社の捺印が必要ですが、第5条で記載する入札参加資格者の代表印でよろしいですか。その場合、委任状の提出が必要でしょうか？	様式第5号 最終ページ	お見込みのとおり。支店又は営業所が構成員になる場合は、第5条に、支店又は営業所の住所及び商号又は名称を記入し、最終ページの捺印は支店又は営業所の代表の印をお願いします。また、令和元年6月3日現在で提出されている年間委任状の委任事項において、共同企業体に関する項目がない場合は、委任状の提出をお願いします。
7	特定建設工事共同企業体協定書の雛形が提供されておりますが、追記等行う事は可能でしょうか？ 損害賠償保険への加入の義務付けを記載したいのですが？		特定建設工事共同企業体協定書の条文について追記がある場合は、追記部分がわかるように、条文の最後に加えるか又は別様としてください。

設計図書等に対する質問及び回答

工 事 名 米子市無線放送施設更新工事（第4期）

番号	質問内容	頁	回答
8	<p>ホームページ連携については、ASPを経由して既設ホームページにリンク先を表示させる方法(お客様負担となるランニングコストは月額約20,000円)を想定しておりますがよろしいでしょうか。また、既設ホームページ改造の有・無、及びリンク先掲載の可・否についてご教示いただけませんかでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 9頁</p>	<p>ASP経由でのホームページ連携を見込んでいるが、ランニングコストは想定していない。また、既設ホームページは改造の必要があり、リンク先掲載は不可とする。なお、連携に関して米子市がホームページで利用しているi-SITEの標準機能を利用し、ランニングコスト負担が発生しない低廉な方法について別途協議をお願いしたい。なお、ホームページ作成は、ソنز株式会社が利用しているサービス、i-SITEとなる。</p> <p>ソنز株式会社 〒689-1112 鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1 TEL 0857-52-6744</p>
9	<p>子局装置毎に送受信周波数や送信出力が異なりますので、今回工事で納入する予備品は下記を想定しておりますがよろしいでしょうか。 ①屋外拡声子局用予備品→送信出力:5W、周波数:61.025MHz ②再送信子局用予備品→送信出力:1W、周波数63.545MHz なお、それ以外の出力や周波数の子局に故障が生じた場合は工場に戻しての設定変更や機器単体調整が必要となり時間と費用(瑕疵が無い場合)を要することとなりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 15頁</p>	<p>予備品は屋外拡声子局用、再送信子局用ともに1式を見込んでいるが、予備品の設定内容の詳細は、機器仕様承諾時の打合せで決定することとする。なお、予備品は、本設備の目的から、装置障害に緊急放送等の運用に支障をきたさないことを目的としたものである。工場の修理体制、期間等を含めて打合せの上、決定する。</p>